

審判委員会細則

(公認審判員の資格審査会)

第 1 条 審判委員会（以下「委員会」という。）は、優秀な公認審判員を育成するために、審査会を開催し、次の号に定める公認審判員の資格審査を行う。

(1) A級公認審判員

A級受験者は、委員会規定第 15 条第 1 号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続きにより、委員会の開催する審査会において受験するものとする。

A級受験者は、**日本レスリング協会五段取得者**で所定の必修クリニックを受講した者で、審査会において実技及び筆記試験を受けるものとする。

(2) B級公認審判員

B級受験者は委員会規定第 15 条第 2 号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続きにより、委員会の開催する審査会において受験するものとする。

B級受験者は、**日本レスリング協会参段取得者**で、所定の必修クリニックを受講した者で、審査会において実技及び筆記試験を受けるものとする。

(3) C級公認審判員

C級受験者は、委員会規定第 15 条第 3 号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続きにより、**日本レスリング協会初段取得者**で所定の審査（講習）を受けるものとする。

第 2 条 B級公認審判員の審査会を開催する場合、専任審判員（委員会規定第 20 条の条件を満たす者）から 1 名以上の委員の参加を必要とする。

2 C級公認審判員の審査会を開催する場合、委員会指名の A級公認審判員 1 名以上の参加を必要とする。

(受験料)

第 3 条 公益財団法人日本レスリング協会（以下「中央協会」という。）が徴収する公認審判員の資格審査会受験料は下記のとおりとする。一旦納入された受験料は理由の如何にかかわらず返却しない。

A 級 1, 500 円

B 級 1, 500 円

C 級 1, 500 円

(認定料)

第 4 条 審査会において合格し、公認審判員となった者は、下記のとおりの認定料を中央協会に納入しなければならない。

A 級 4, 000 円

B 級 3, 000 円

C 級 2, 000 円

合格通知後、60日以内に手続きを完了しない場合は、資格審査の合格を取消すものとする。

(登録) A・B・Cの統一

第5条 公認審判員は、資格取得年度を含めて毎年、第1号及び第2号に規定する資格登録の手続きをしなければならない。また、委員会規則第26条第1号及び第2号に該当する場合は、資格更新の申請により免除する。

(1) 登録手続は、委員会所定の方法により、中央協会に登録申請を行うこと。

(2) 登録料は、年額A級4,000円、B級3,000円、C級2,000円

ただし、大学生は登録料免除

(3) 正当な理由なく毎年登録の手続きをしない者は、その資格を取消す。

(4) 公認審判員から徴収する登録料は、委員会規定の目的を達成するため、委員会の特別会計として処理する。

(審判資格審査小委員会の構成)

第6条 委員会は、委員会規定第15条に基づき公認審判員を認定する場合、審判委員長の指名する委員により、審判資格審査小委員会を次のとおり構成する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 若干名

(審判資格審査小委員会の任務)

第6条の2 審判資格審査小委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 公認審判員資格試験（以下「資格試験」という。）の筆記試験問題の作成

(2) 資格試験の実技試験要領の策定

(3) 資格試験の実施及び管理

(4) 資格試験結果に基づく合否の決定及び委員会への報告

(審判員手帳)

第7条 審査会に合格した公認審判員は、認定及び登録などの手続きを完了した場合、中央協会及び委員会の連名による審判員手帳の交付を受ける。

2 公認審判員は、大会及び競技会（以下「大会等」という。）において審判業務に従事する場合、審判員手帳を当該競技会の審判長に提示し、記録の証印を受けなければならない。

(審判員クリニック)

第8条 公認審判員は次の各号に定めるクリニック並びに講習会を受けるものとする。

(1) 公認審判員は所定のクリニックに年1回の参加を義務とする。

(2) UWWクリニック（IS）受講者は免除とする。

(3) A級公認審判員資格審査会受験希望者

B級公認審判員がA級の受験を希望する際は、第1号に規定するクリニックへの参加を必須条件とする。

(4) 特別クリニック

委員会は、委員会の委員及び中央協会の保有する国際審判員を対象として、技術研修及び研究のための特別クリニックを随時開催する。

(4) 上記クリニックの参加費は、参加者が負担するものとする。

(国際審判員の養成)

第9条 委員会は、委員会規定第24条に定める国際審判員を要請する義務を有するものとする。

(名誉審判員)

第10条 委員会は、委員会規定第25条に規定するA級公認審判員が実務活動を行えない場合、委員会の会議を経て、当該者に名誉審判員の称号を贈ることができる。

(競技会の公認に伴う職務)

第11条 大会等における審判長（以下「審判長」という。）は、中央協会が別に定めるところにより、当該競技会の公認手続きを行うために、次の各号の職責を持つものとする。

(1) 審判長は、中央協会に提出する「大会報告書」が事実に相違ないことを確認した上で、報告書の所定の個所に署名を行わなければならない。

(2) 前号の署名は、大会等の審判に従事したB級公認審判員以上の資格を持つ審判員2名と審判長の合計3名の署名を必要とする。

(3) 審判長は「大会報告書」の所定の欄に、当該競技会の審判に従事した全ての公認審判員の氏名を記載しなくてはならない。

(4) 委員会は、この報告書の記載事項及び公認審判員が所持する審判員手帳の記録と照合し、上級審判員への進級のための受験資格を確認するものとする。

(旅費等)

第12条 委員会規定第22条に定める旅費等は次号のとおりとする。

(1) 中央協会主催の競技会等に参加要請を受けた場合、中央協会の規定により、中央協会が旅費等の費用を支給する。

(2) クリニック等に指名された委員会委員は前号に準じた経費を中央協会から支給される。

(3) UWW既定の国際審判員を派遣する場合は、中央協会が定める内規により、中央協議会が経費を負担する。

附 則

この規定は、昭和51年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、昭和60年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、公益財団法人の設立の登記があった日（平成25年4月1日）から施行する。

この規定（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、令和6年4月1日から施行する。